

議案第 5 5 号

向日市国民健康保険条例の一部改正について

向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例

向日市国民健康保険条例（平成５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(徴収猶予)	(徴収猶予)
第２９条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間を限つて徴収猶予することができる。	第２９条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月_____
(1)～(4)　　　略	(1)～(4)　　　略
２　　　略	２　　　略
第３３条　本市は、世帯主が法第９条第１項若しくは <u>第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> _____	第３３条　本市は、世帯主が法第９条第１項若しくは <u>第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その
_____においては、その者に対し１００，０００円以下の過料を科する。	者に対し１００，０００円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市国民健康保険条例第29条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年

度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。